

# 子ども虐待と非行の関係

安 部 計 彦

Relationship between Child Abuse and Misdemeanor

Kazuhiko Abe

## 1 はじめに

1968（昭43）～1969（昭44）年に起こった連続ピストル射殺事件の永山則夫（逮捕時19歳）は貧困と無知が大事件の背景にあると主張しているが、一方で幼児期に両親から遺棄され、貧困の中できょうだいのネグレクト状態で過ごした背景から『私の殺人に動機というものがあるなら、肉親への憎悪からとしか思いようがない（永山1990, 245）』と述べている。また2001（平成13）年に起こった池田小学校無差別殺傷事件の宅間守は幼少期より父親からひどい身体的暴力を受けていた（水沼2001）こと、2008（平成20）年の秋葉原通り魔事件の加藤智大は母親からの心理的身体的虐待が大きく影響している（中島2011, 23-36など）ことなど、重大事件の加害者が幼少期にひどい虐待を受けていたことは知られている。また女性の薬物依存者の立ち直り支援をしている上岡は『女性薬物依存者の85パーセントは性虐待からのサバイバーと言われています（上岡2017, 43）』と述べている。

このように犯罪や非行の背景に子ども虐待があることは知られており、筆者自身が北九州市児童相談所に勤務していた時に出会った非行少年の多くにも家庭的な課題を抱えていた割合は多かった。一方、虐待を受けた子どもが全て非行に走るわけではなく、虐待経験だけが非行の原因とは断定できないと思われる。

そのため本稿では、虐待をうけた経験と非行との関係を検討することを目的

とする。

## 2 非行少年の虐待被害

本稿の最初に述べたように、非行少年が成育中に虐待を受けた過去を持つことに関する研究や文献は多い。しかし、その多くは業務上で接してきた個別事例による『非行少年に被虐待体験は常識』（例えば、上岡 2017, 小山 2017, 山口 2009, 藤岡 2000）という事例報告や経験した事例に基づく概説である。

その中で元家庭裁判所調査官である橋本は、子ども虐待を避けるための適応行動であった暴力避難からの家出が常習的な家出になることや、ネグレクトによる食糧難への適応行動であった食品盗みが常習的な万引きやひったくりになるメカニズム、暴力被害への同一化が他者への衝動的な暴力事件になるメカニズム、暴力や性被害からの苦痛回避とみじめな自分への直視拒否等から薬物依存になるメカニズムを提起する（橋本 2004, 121 など）など、意欲的な内容であるが、その根拠については示されていない。また林は子どもの発達特性と保護者の発達特性などが重複し、いくつかの段階を踏むことで非行へと至ることを説明している（林 2006）が、その根拠となるデータは示されていない。

このように非行少年と虐待の関係を示した実証的研究は少ない。

この中で法務省は、何度かにわたって非行少年の虐待被害を調査している。

### 1) 「児童虐待に関する研究（第1報告）」法務総合研究所研究部報告 11

法務省の研究機関である法務総合研究所が 2001（平成 13）年に発表した調査がある。対象は 2000（平成 12）年 7 月 17 日に全国の少年院中間期教育課程に在籍している全少年で、調査方法は少年の自記式調査と職員記録である。ここでは少年の自記式調査の結果を概説する。

調査を実施した 2000（平成 12）年は児童虐待の防止等に関する法律が成立した時期であり、子ども虐待の社会的認識は現在ほど高くはなかったと推察される。そのため、この調査は家庭内虐待ではなく、家庭内外の両方での加害行為の被害を調査している。

その結果は（表 1）のように、少年院に在籍する非行少年のうち、加害行為

(表1) 加害行為を受けた経験

項目	男子	女子	合計
いずれも経験なし	84(4.1)	8(3.7)	92(4.1)
家族以外のみ経験	484(23.8)	37(16.9)	521(23.1)
家族からのみ経験	43(2.1)	7(3.2)	50(2.2)
両方を経験	1,421(69.9)	167(76.3)	1,588(70.5)
合計	2,032(100)	219(100)	2,251(100)

\*法務省(2001,10)を編集

の被害を全く受けていないのは合計で4.1%に過ぎず、70.5%の子どもは家庭内と家庭外の両方で被害を受けている。特に女子は、家庭のみと家庭内外の両方を合わせると79.5%になり、家庭での虐待被害の多さが推定される。

(表2) 加害行為の種類(複数回答)

		身体的暴力 (軽度)	身体的暴力 (重度)	性的暴力 (接触)	性的暴力 (性交)	不適切な 保護状態	総計
家族以外	男子	1,315(62.3)	1,730(81.9)	362(17.1)	155(7.3)		2,112(100)
	女子	134(58.5)	163(71.2)	158(69.0)	157(68.6)		229(100)
	総計	1,449(61.9)	1,893(80.9)	520(22.2)	312(13.3)		2,341(100)
家族	男子	1,338(63.8)	987(47.1)	30(1.4)	7(0.3)	166(7.9)	2,096(100)
	女子	171(74.7)	137(59.8)	35(15.3)	11(4.8)	24(10.5)	229(100)
	総計	1,509(64.9)	1,124(48.3)	65(2.8)	18(0.8)	190(8.2)	2,325(100)

\*法務省(2001,11)を編集

少年たちが受けた加害行為の内容は(表2)のように、軽度の身体的暴力は男女とも家庭内外で60%以上あるが、特に女子の家庭内での被害は74.7%で4人中3人は経験している。重度の身体的暴力については、家族以外は男子81.9%、女子では71.2%とほとんどの非行少年が経験しているが、家族からも男子で47.1%、女子も59.8%が経験している。つまり家庭内でも家庭外でも非行少年の多くが暴力被害を受けていることが明らかになった。

性的暴力は圧倒的に女子が多く、家族以外で7割近く、家族からは接触が15.3%、性交が4.8%である。ただ家族からの性被害は本人が隠したり、乖離して記憶がなかったりすることも多いので、実数はもっと多い可能性はある。

また不適切な保護状態とはネグレクトを指すと思われるが、男女とも10%前後である。しかし例えば不潔な養育環境や食事が十分でなくても、その家庭で育った子ども達はそれが不適切とは感じていない可能性は高い。自記式の調査なので、子ども達自身が自分の育った家庭状況を不適切と認識することがなかったために低い割合になった可能性も考えられる。

繰り返しの暴力の加害者について、家庭外は（表3）、家族は（表4）で示した。

（表3）家庭外での繰り返し被害

		身体的暴力 (軽度)	身体的暴力 (重度)	性的暴力 (接触)	性的暴力 (性交)
男子	友人・恋人	173(19.5)	121(11.1)	69(37.1)	19(38.0)
	先輩	468(52.6)	617(56.4)	70(37.6)	19(38.0)
	全く知らない人	60(6.7)	135(12.3)	9(4.9)	3(6.0)
	その他	188(21.1)	221(20.2)	38(20.4)	9(18.0)
	計	899(100)	1,094(100)	186(100)	50(100)
女子	友人・恋人	47(48.5)	68(60.2)	18(19.8)	15(18.5)
	先輩	22(22.7)	26(23.0)	17(18.7)	20(21.7)
	全く知らない人	3(3.1)	6(5.3)	28(30.8)	22(27.2)
	その他	25(25.8)	13(11.5)	28(30.8)	24(29.6)
	計	97(100)	113(100)	91(100)	81(100)

\*法務省（2001，12～15）を編集

家庭外では男子は先輩からの身体的暴力（軽度・重度とも）が過半数を占め、性被害は友人と先輩が3分の1以上である。このことから、男子の非行少年は非行グループ内で多くの暴力被害を受けていることが伺われる。

一方女子は、身体的暴力は友人・恋人が5～6割を占めている。このことは現在デートDVの状態であり、将来的にはDV被害者となる可能性が示唆される。しかし性被害に関しては「全く知らない人」の割合が約3割で一番高い。家が安全でないために家出をしても、女子は家庭外でも被害にあっていることが推察される。

家庭内での身体的暴力は、軽度・重度とも男子に対しては実父が約半数であ

(表4) 家庭での繰り返し被害

		身体的暴力 (軽度)	身体的暴力 (重度)	性的暴力 (接触)	性的暴力 (性交)	不適切養育
男子	実父	471(49.6)	392(55.0)	4(21.1)	2(50.0)	36(33.6)
	義父	74(7.8)	57(8.0)	1(5.3)	1(25.0)	7(6.5)
	実母	193(20.3)	68(9.5)	8(42.1)	0	45(42.1)
	義母	19(2.0)	9(1.3)	0	0	9(8.4)
	祖父母	21(2.2)	9(1.3)	0	0	4(3.7)
	きょうだい	144(15.2)	148(20.8)	4(21.1)	1(25.0)	4(3.7)
	その他	28(2.9)	30(4.2)	2(10.5)	0	2(1.9)
	計	950(100)	713(100)	19(100)	4(100)	107(100)
女子	実父	42(31.8)	32(30.5)	4(18.2)	1(16.7)	5(26.3)
	義父	9(6.8)	8(7.6)	4(18.2)	0	1(5.3)
	実母	42(31.6)	32(30.5)	1(4.5)	0	10(52.6)
	義母	3(2.3)	2(1.9)	0	0	2(10.5)
	祖父母	4(3.0)	2(1.9)	0	0	0
	きょうだい	26(19.5)	21(20.0)	7(31.8)	1(16.7)	1(5.3)
	その他	7(5.3)	8(7.6)	6(27.3)	4(66.7)	0
	計	133(100)	105(100)	22(100)	6(100)	19(100)

\*法務省(2001, 12~16)を編集

るが、女子に対しては実父、実母とも約3割で、女子に対して実母の暴力の割合が高い。ただ調査対象が非行少年であることを考えると、藤原が「虐待からの回避行動が更なる虐待を生む」というサイクルになり、親からの身体的暴力の結果、非行に走ったのか、子どもが行う非行に対して、それを制止するために身体的暴力を行ったかは(表4)だけでは判断できない。

一方、性暴力被害はサンプル数が少ないために断定的な判断はできないが、親に加えて「きょうだい」からの被害があることに注意が必要であろう。

この調査の暴力被害は複数回答であるので、家庭内での暴力被害の重複を見たのが(表5)である。その結果、9割近くは身体的暴力だけであるが、特に男子は女子に比べて、その割合が統計的に高かった。一方女子は、性被害を受けた子どものほとんどは身体的暴力も受けており、統計的にも有意であった。

(表5) 家族内での虐待の重複

	身体的虐待 のみ	性的虐待 のみ	ネグレクト のみ	身体+性的	身体+ ネグレクト	身体+性的+ ネグレクト	合計
男子	888	3	15	7	87	2	1,002
	(88.6)	(0.3)	(1.5)	(0.7)	(8.7)	(0.2)	(100)
	[3.3]	[-.9]	[-.8]	[-5.3]	[-1.0]	[-1.2]	
女子	96	1	3	8	14	1	123
	(78.0)	(0.8)	(2.4)	(6.5)	(11.4)	(0.8)	(100)
	[-3.3]	[.9]	[.8]	[5.3]	[1.0]	[1.2]	
合計	984	4	18	15	101	3	1,125
	(87.5)	(0.4)	(1.6)	(1.3)	(9.0)	(0.3)	(100)

\*法務省 (2001, 21) を編集,  $P < .01$ , [ ]は調整済み残差

(表6) 家族からの身体的暴力(重度)の被害時期(複数回答)

	小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	合計
男子	148	439	443	188	570
	(26.0)	(77.0)	(77.5)	(33.0)	(100)
女子	24	54	55	31	78
	(30.8)	(69.2)	(70.5)	(39.7)	(100)
合計	172	493	497	219	648
	(26.5)	(76.1)	(76.7)	(33.8)	(100)

\*法務省 (2001, 25) を編集

家族からの重度の身体的暴力を受けていた時期を聞いたのが(表6)である。3割近い子どもは小学校入学前から重度の身体的暴力を受けており、7割近い子どもは小学生年齢で被害を受けている。先ほど(表4)で非行抑制のために親が身体的暴力を行った可能性について検討したが、(表6)と重ね合わせると、重度の身体的暴力が被害を受けた子ども達の非行行動の要因の一つであることが推察される。

重度の身体的暴力を受けているのに、その被害経験を誰にも話さなかった子ども達に、その理由を聞いたのが(表7)である。このうち「一般被害群」とは家族以外からの暴力を受けた子ども達であり、「被虐待群」とは家族からの重度の身体的暴力を受けた子ども達である。

(表7) 身体的暴力(重度)の被害経験を話さなかった理由(複数回答)

		自分が悪い と思った	言っても 無駄だと思 った	自分で解 決しよう と思った	大した被 害ではな かった	言うのが 恥ずかし かった	言うとかえ ってひどい 目に合う と思った	人に迷惑 をかける と思った	総計
男子	一般被害群	66(14.0)	184(39.1)	189(40.2)	58(12.3)	84(17.9)	111(23.6)	59(12.6)	470(100)
	被虐待群	113(51.6)	104(47.5)	32(14.6)	30(13.7)	26(11.9)	15(6.8)	11(5.0)	219(100)
女子	一般被害群	6(24.0)	10(40.0)	5(20.0)	3(12.0)	6(24.0)	11(44.0)	5(20.0)	25(100)
	被虐待群	5(45.5)	7(63.6)	1(9.1)	1(9.1)	3(27.3)	2(18.2)	1(9.1)	11(100)

\*法務省(2001, 51)を編集

(注) 男子被虐待群の割合の高い順

まず男女とも被虐待群の約半数が「自分が悪いと思った」ために誰にも話さなかった。一般に『しつけと虐待の境目が不明確』との声を聞くが、親は「子どもが悪いことをした罰」として身体的暴力を用いている可能性は高い。また被虐待群の男子で47.5%、女子では63.6%が「他人に相談しても無駄」と思っており、また「自分で解決しようと思った」割合は男女とも被虐待群は一般被害群の半数以下であり、家庭内で暴力被害を受けている子ども達は、暴力を回避することを諦めている可能性も示唆される。

ただ「言うとかえってひどい目に合う」と思った割合は、男女とも被虐待群の方が一般被害群の半分以下であった。これらのことを全体的に考えれば、被虐待を受けた子ども達は、被害経験を大人に話しても「かえってひどい目に合う」とは思っていないが、「自分が悪く、誰かに言っても無駄」という無力感に支配されていることが推定される。

その結果(表8)のように、被虐待群の男子で56.6%、女子では81.8%が「家出」を経験しており、一般被害群との大きな差から被虐待と非行のつながりが示唆される。

ただ重度の身体的暴力を経験した子ども達は、一般群でも被虐待群でも過半数は「じっと我慢」しており、被虐待男子群と一般被害女子群の2割近く、被虐待女子群の27.3%で「何もしたくなくなった」など、将来的にうつ状態になる可能性が示された。また「酒や薬物」に被虐待男子群の25.7%、一般女子群の41.1%、被虐待女子群の48.1%が逃避し、一般被害女子群の17.8%、

(表8) 身体的暴力(重度)の被害を受けたときの行動(複数回答)

	男子		女子	
	一般被害群	被虐待群	一般被害群	被虐待群
家出した	106(6.2)	319(56.6)	21(12.9)	63(81.8)
じっと我慢した	881(51.7)	296(52.5)	86(52.8)	47(61.0)
八つ当たりや嫌がらせをした	305(17.9)	158(28.0)	20(12.3)	26(33.8)
酒を飲んだ/薬物を使用した	355(20.8)	145(25.7)	67(41.1)	37(48.1)
相手にやり返し/仕返しをした	571(33.5)	119(21.1)	58(35.6)	19(24.7)
自分も他の人に同じようなことをした	380(22.3)	112(19.9)	26(16.0)	17(22.1)
何もしたくなくなった	195(11.4)	107(19.0)	3.0(18.4)	21(27.3)
やめるように言った/言ってもらった	251(14.7)	100(17.7)	55(33.7)	27(35.1)
気にしたり、考えないようにした	353(20.7)	94(16.7)	32(19.6)	10(13.0)
趣味・スポーツをした	79(4.6)	46(8.2)	1(0.6)	2(2.6)
自殺しようとした	66(3.9)	44(7.8)	19(11.7)	21(27.3)
自分の体を傷つけた	54(3.2)	34(6.0)	29(17.8)	25(32.5)
家に閉じこもった	141(8.3)	18(3.2)	19(11.7)	4(5.2)
総 計	1,705(100)	564(100)	163(100)	77(100)

\*法務省(2001, 59)を編集

(注) 男子被虐待群の割合の高い順

被虐待女子群の32.5%が「自分の体を傷つけた」など、将来的に薬物依存や自傷行為などの行動に移行する可能性も示唆される。

なお暴力被害を受けた子どもが他児への暴力を行う割合が高いと思われるが、この調査では一般被害群でも被虐待群でも「自分も他人に同じようなことをした」のは2割程度と、それほど多くはなかった。

## 2) 「重大事犯少年の実態と処遇(第2報告)」法務総合研究所報告 35

14歳以上の少年(未成年者)が違法行為を行った場合には少年法の対象になる。しかし殺人や傷害致死、放火などの重大事犯については家庭裁判所の審判で保護処分を選択するではなく、成人と同じような刑事裁判が適当として検察官に送致するように法律が改正された。この制度の対象となる重大事犯を起こした少年の実態について調査をしたのが、この研究である。

調査対象は2001（平成13）年4月1日以降に起こした重大事犯により少年鑑別所に入所し、2006（平成18）年3月31日までに退所した男子364人、女子44人の合計408人である。重大事件を起こした少年は最初に少年鑑別所に入所するため、期間中に重大事件を起こしたすべての少年が対象である。

(表9) 非行名別家庭内問題（複数回答）

	総計	両親離婚あり	虐待被害あり	経済的困窮あり	酒乱者あり
総数	408(100)	151(37.0)	83(20.3)	135(33.2)	30(7.4)
殺人	90(100)	39(43.3)	25(27.8)	39(43.8)	8(9.0)
強盗致死	58(100)	23(39.7)	12(20.7)	22(37.9)	3(5.2)
傷害致死	227(100)	80(35.2)	43(18.9)	69(30.4)	19(8.4)
危険運転致死	31(100)	8(25.8)	2(6.5)	5(16.1)	0

\*法務省（2007，17）を編集

この調査で「虐待被害あり」は重度の身体的暴力を受けたと回答した数である。調査対象が違うため単純には比較できないが、(表2)では家庭内での重度の身体的暴力は少年院入院児の48.3%が経験していた。この調査では重大事件を起こした少年を対象にしていることを考えると、深刻な少年非行における親からの暴力被害の影響は総数の20.3%と小さいことになる。

この研究で法務省は非行類型を、まず交通事故に伴う交通型を選別し、次に家族内での事件を家族型とし、残りを単独犯と複数犯で分けて単独型、複数型としている。

(表10) 非行類型別非行名別構成比

	合計	殺人	強盗致死	傷害致死	保護責任者 遺棄致死	危険運転致死
集団型	287(100)	42(14.6)	50(17.4)	195(67.9)	0	0
単独型	35(100)	15(42.9)	5(14.3)	15(42.9)	0	0
家族型	55(100)	33(60.0)	3(5.5)	17(30.9)	2(3.6)	0
交通型	31(100)	0	0	0	0	31(100)

\*法務省（2007，31）を編集

家族型のうち殺人の18人、保護責任者遺棄致死の2人はすべて女子による嬰兒殺である。厚生労働省では虐待で死亡等の事例について検証を行っており、

その中で「0日・0か月児の死亡事件」について詳しく分析している（厚生労働省 2017a, 240-250）。厚生労働省の検証対象は死亡児童であり加害者の年齢は問わないため（表 10）とは調査対象が一部重複するだけであるが、ネグレクト（罪名としては保護責任者遺棄致死）が 53.3%，身体的虐待（罪名としては殺人等）が 33.3% で、（表 10）の非行女子の殺人の多さが目立つ。

（表 11）非行類型別家庭内問題（複数回答）

	総計	両親離婚あり	虐待被害あり	経済的困窮あり	酒乱者あり
総数	408(100)	151(37.0)	83(20.3)	135(33.2)	30(7.4)
集団型	287(100)	106(36.9)	55(19.2)	96(33.6)	17(5.6)
単独型	35(100)	18(51.4)	8(22.9)	13(37.1)	3(8.6)
家族型	55(100)	19(34.5)	18(32.7)	21(38.2)	10(18.2)
交通型	31(100)	8(25.8)	2(6.5)	5(16.1)	0

\*法務省（2007, 35）を編集

（表 11）で家族型は被虐待経験が 32.7% であり，保護者に酒乱者も 18.2% で，家庭内での子どもの被害が家族への殺人など重大犯罪に大きく影響していることが示唆される。

### 3) 法務総合研究所研究部報告 54

法務省は「非行少年と保護者に関する研究～少年と保護者への継続的支援に関する調査～」という調査を行った。対象は 2013（平成 25）年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに少年院を仮退院した者で，男子 722 人，女子 78 人の合計 800 人である。

（表 12）非行少年のいじめ経験

	総数	男子	女子
総数	799(100)	721(100)	78(100)
記載なし	592(74.1)	522(76.6)	40(51.3)
いじめ経験あり	207(25.9)	169(23.4)	38(48.7)
うち加害経験あり	58(28.0)	54(32.0)	4(10.5)
うち被害経験あり	168(81.2)	130(76.9)	38(100)

\*法務省 2014, 11

2001（平成13）年の調査で非行少年の被害率の高さが（表2）や（表3）で示されていたが、（表12）でも総数で25.9％、女子では48.7％がいじめを経験していた。そのいじめの内容であるが、加害経験も総数で28％あるが、いじめ被害は81.2％が経験し、特に女子は全員がいじめ被害にあっていた。

つまりいじめ被害がいじめの加害や殺人などの重大事件に発展する可能性もあるため、いじめの防止や被害者保護が、いじめの加害行為の発生や非行・犯罪の防止につながる可能性が示唆された。

（表13）非行少年の被虐待経験

	総数	男子	女子
総数	799(100)	721(100)	78(100)
記載なし	634(79.3)	587(81.4)	47(60.3)
虐待経験あり	165(20.7)	134(18.6)	31(39.7)
虐待者（複数回答）			
実父	79(47.9)	65(48.5)	14(45.2)
実母	68(41.2)	53(39.6)	15(48.4)
養父	27(16.4)	23(17.2)	4(12.9)
その他	30(18.2)	18(13.4)	12(38.7)

\*法務省 2014, 15

一方、家族からの虐待は（表13）のように、総数で20.7％であったが、女子では39.7％であった。この研究の目的は再犯防止における親子関係や家族へのかかわりであるため虐待の詳細や判断基準等は不明であるが、（表11）と同じく非行少年の被虐待経験率は20.7％であり、（表1）と同様に女子の方が家族からの割合が男子より高かった。

#### 4）犯罪白書

法務省は2015（平成27）年6月より少年院に入院した少年の被虐待経験を本人申告に基づいて調査し、犯罪白書で公表している。なお加害者は保護者だけでなく、きょうだいや祖父母も含んでいる。

2015（平成27）年と2016（平成28）年の2年分をまとめたのが（表14）である。

(表 14) 少年院入院少年の被虐待経験 (主なもの)

	総数	総数	身体的	性的	ネグレクト	心理的	小計	虐待なし	不詳
2016 (平成 27) 年	男子	1,666 (100)	353 (21.2)	3 (0.2)	70 (4.2)	18 (1.1)	444 (26.7)	1,200 (72.0)	22 (1.3)
	(虐待での割合)	—	(78.5)	(0.7)	(15.8)	(4.1)	444 (100)	—	—
	女子	125 (100)	37 (29.6)	1 (0.8)	9 (7.2)	6 (4.8)	53 (42.4)	70 (56.0)	2 (1.6)
	(虐待での割合)	—	(69.8)	(1.9)	(17.0)	(11.3)	53 (100)	—	—
2017 (平成 28) 年	男子	2,369 (100)	519 (21.9)	2 (0.1)	97 (4.1)	26 (1.1)	644 (27.2)	1,694 (71.5)	31 (1.3)
	(虐待での割合)	—	(80.6)	(0.3)	(15.1)	(4.0)	644 (100)	—	—
	女子	194 (100)	56 (28.9)	7 (3.6)	12 (6.2)	9 (4.6)	84 (43.3)	106 (54.6)	4 (2.1)
	(虐待での割合)	—	(66.7)	(8.3)	(14.3)	(10.7)	84 (100)	—	—

\* 法務省 (2016, 124) を編集: 2015 年 6 月から 12 月までに少年院に入院した少年  
法務省 (2017, 118) を編集: 2016 年に少年院に入院した少年

両年とも男子の 7 割以上は虐待を経験していないと回答しているが、女子は 4 割以上が虐待を受けている。また種別では身体的虐待が男子で 2 割以上、女子では 3 割近くになっている。しかし虐待の種類別を分析するために虐待経験者だけでその割合をみると、身体的虐待は男子で 8 割程度、女子でも 7 割近くあり、ネグレクトは男女とも 15% 前後である。ただ 2017 (平成 29) 年の性的虐待は女子で 8.3% であった。

一方、児童相談所での虐待対応件数の割合は、身体的虐待 26.0%、性的虐待 1.3%、ネグレクト 21.1%、心理的虐待 51.5% (厚生労働省 2017b, 7) であり、非行少年の被虐待の割合と大きく違っている。

### 3 被虐待児の非行

児童相談所で虐待通報を受けて一時保護した子どもが暴力的であったり、ネグレクトされている子どもがスーパーで食料を万引きしたりと、被虐待児の中に将来の非行行動が予想される子どもは多い。

欧米では虐待が子どもに与える影響はかなり早期から研究されており、ヴァン・デア・コークはアメリカで身体的性的虐待者 228 人の学生のうち 90% は薬物乱用の経験があり、経験のない学生は 20% 以下だったと紹介 (van der Kolk = 山本 1998, 19) している。また虐待を受けた子どもが虐待に加害者になる例 (Jorgensen 1996, 36-38 など) は多く紹介され、暴力の世代間連鎖として知られている。

そのため田中は児童精神科医の立場から、虐待された子どもが示す反社会的言動 (加害) の意味を明らかにし (田中 2006, 313-315)、橋本は虐待などの経験から生き延びるために非行などの逸脱行動が必要 (橋本 2017, 299) と考えている。

しかし日本では、虐待を受けた子ども達が示す行動特徴の出現率や虐待を受けた子どもの経過を追跡した調査はほとんど見られない。たとえば国分は一つの児童養護施設の在園児や卒園児 19 名にインタビュー調査を実施して、成長プロセスを追っている (国分 2001) などはあるが、広範囲の追跡調査ではない。

そのような中で全国児童相談所長会は定期的に全国の児童相談所が受理した虐待ケースの分析を行っている。その中で 2013 (平成 25) 年度は、全国のすべての児童相談所 207 か所で 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間に受理した子ども虐待ケースについて、その属性や対応などについて調査している。すべての児童相談所から回答を得て回収率は 100% である。2 か月の間で 11,257 人の通告を受理したが、調査の結果、虐待事例であったのは 7,434 人であった。このうち子ども達の精神症状として、非行に関係する可能性のある行動の割合を抽出したのが (表 15) 及び (表 16) である。

非行を意味する「反社会的行動」は、児童相談所で虐待相談として対応した件数の 6.3% であった。しかしサンプル数の 7,434 件には 0 歳児から 17 歳までの子どもが含まれている。一方、児童相談所では小学校低学年までの子どもの万引や暴力は発達上の課題として捉え、育成相談として非行とは分類しないことがほとんどである。そのため、この反社会的行動も、便宜的に 0 歳から 17 歳までの中央値である 9 歳以上と考えると、6.3% の倍の 12% 程度となる。

(表 15) 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状 (複数回答)

	サンプル 数 (%)	反社会的 行動	多動, 落ち 着きない	対人関係	感情 不安定	強い 攻撃性	性的問題 行動
総数	7,434 (100)	470 (6.3)	658 (8.9)	594 (0.8)	442 (5.9)	179 (2.4)	68 (0.9)
身体的虐待	2,434 (100)	259 (10.6)	295 (12.1)	252 (10.4)	166 (6.8)	79 (3.2)	27 (1.1)
ネグレクト (同居人以外)	1,921 (100)	102 (5.3)	192 (10.0)	151 (7.9)	95 (4.9)	44 (2.3)	18 (0.9)
ネグレクト (同居人)	219 (100)	25 (11.4)	25 (11.4)	31 (14.2)	17 (7.8)	8 (3.7)	3 (1.4)
性的虐待	159 (100)	9 (5.7)	2 (1.3)	20 (12.6)	26 (16.4)	3 (1.9)	13 (8.2)
心理的虐待 (DVを除く)	1,363 (100)	63 (4.6)	109 (8.0)	120 (8.8)	100 (7.3)	36 (2.6)	4 (0.3)
心理的虐待 (DV目撃)	1,245 (100)	7 (0.6)	28 (2.2)	17 (1.4)	34 (2.7)	9 (0.7)	2 (0.2)

\* 桜山 (2014, 136) を編集

そうすると被虐待児のうち1割程度が非行行動を示すと想定される。また身体的虐待では10.6%、同居人によるネグレクトが11.4%と、身体的虐待だけでなくネグレクトを受けると反社会的行動を示しやすく、9歳以上では被虐待児の2割近くに非行がみられる可能性が示された。

(表16)では、虐待相談として対応した児童相談所での事例のうち反社会的行動をとる子どもの36.0%は「不当にひどいことをされた」と感じているが、29.8%は「ひどいことをされたが自分が悪いので仕方がない」と思い、16.4%は「ひどいことをされたと思っていない」。反社会的行為を行うということは親への反発も強いと思われる子どもであるが、親からの虐待に対して半数近くは自分の受けた虐待を受容していることを示している。この暴力を否定的に考えない心情は、他人への暴力や自分の子どもへの虐待の連鎖につながる重要な要因と考えられる。

なお参考として3つの精神症状を紹介する。性虐待を受けた子どもの多くが性化行動と言われる年齢に不相应な性的な言動がみられることは知られている

(表 16) 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状 (複数回答)

	サンプル数	反社会的行動	性的問題行動	強い攻撃性	多動・落ち着きのなさ
総数	7,434 (100) (100)	470 (6.3) (100)	68 (0.9) (100)	179 (2.4) (100)	658 (8.9) (100)
不当にひどいことをされたと感じている	1,252 (100) (16.8)	169 (13.5) (36.0)	29 (2.3) (42.6)	62 (5.0) (34.6)	99 (7.9) (15.0)
ひどいことをされたが自分が悪いので仕方ない	605 (100) (8.1)	140 (23.1) (29.8)	20 (3.3) (29.4)	25 (4.1) (14.0)	120 (19.8) (18.2)
ひどいことをされたと思っていない	1,278 (100) (17.2)	77 (6.0) (16.4)	12 (0.9) (17.6)	30 (2.3) (16.8)	150 (11.7) (22.8)
意思の確認ができない	2,003 (100) (26.9)	33 (1.6) (7.0)	2 (0.1) (2.9)	31 (1.5) (17.3)	173 (8.6) (26.3)
不明	2,249 (100) (30.3)	50 (2.2) (10.6)	4 (0.2) (5.9)	31 (1.4) (17.3)	113 (5.0) (17.2)

\*桜山 (2014, 89) を編集

(例えば奥山 2004, 19-22 など)。性的問題行動を示す子どものすべてが性虐待ではないかもしれないが、その子たちの 47% は「仕方がない」または「ひどい」としておらず、「不当」と感じる子どもより多い割合であった。また「強い攻撃性」や「多動・落ち着きのなさ」は行為障害に発展し、さらには反社会性人格障害に移行する傾向が高いことが指摘されている (例えば田中 2006 など) が、その割合は総数の 2.4% と 8.9% であった。

また厚生労働省は児童福祉施設に入所している子どもの被虐待児の割合を公表している。(表 17) のように、主に非行児を入所させている児童自立支援施設では 58.5% が虐待を経験している。しかし被虐待経験の割合では、家庭では生活できない子どもを入所させる児童養護施設の 59.5% と差はない。さらに子どもの心理・生活面での治療を目的として設置されている情緒障害児短期治療施設 (現: 児童心理治療施設) では 71.2% である。このことは、家庭で生活できない要因として虐待があると考えられる。

主に非行少年の立ち直り支援を行っている児童自立支援施設の入所児の経験

(表 17) 施設等に入所児童の被虐待率

	総数	虐待経験 あり	種類 (複数回答)			虐待経験 なし	不明	
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト			心理的虐待
里親	4,534 (100)	1,409 (31.1)	416 (29.5)	71 (5.0)	965 (68.5)	242 (17.2)	2,798 (61.7)	304 (6.7)
児童養護施設	29,979 (100)	17,850 (59.5)	7,498 (42.0)	732 (4.1)	11,367 (63.7)	3,753 (21.0)	10,610 (35.4)	1,481 (4.9)
情緒障害児 短期治療施設	1,235 (100)	879 (71.2)	569 (64.7)	70 (8.0)	386 (43.9)	275 (31.3)	318 (25.7)	38 (3.1)
児童自立支援 施設	1,670 (100)	977 (58.5)	590 (60.5)	45 (4.6)	525 (53.8)	287 (29.4)	589 (35.3)	104 (6.2)
乳児院	3,147 (100)	1,117 (35.5)	287 (25.7)	1 (0.1)	825 (73.9)	94 (8.4)	1,942 (61.7)	85 (2.7)
母子生活支援 施設	6,006 (100)	3,009 (50.1)	1,037 (34.5)	102 (3.4)	617 (20.5)	2,346 (78.0)	2,762 (46.0)	235 (3.9)
ファミリー ホーム	829 (100)	459 (55.4)	189 (41.2)	45 (9.8)	292 (63.6)	134 (29.2)	304 (36.7)	66 (8.0)
自立援助ホーム	376 (100)	247 (65.7)	131 (53.0)	38 (15.4)	124 (50.2)	96 (38.9)	89 (23.7)	38 (10.1)

\*厚生労働省 (2015, 10) を編集

した虐待の種類では複数回答で、身体的虐待が60.5%で最も多いが、ネグレクトが53.8%であり、言葉の暴力やDV目撃などの心理的虐待も29.4%ある。このことを考慮すると、法務省(2007)の調査が家庭内の身体的暴力を被虐待の目安にしているのは不十分と思われる。

#### 4 ネグレクトと非行の関係

筆者は長年、子どものネグレクトについて研究を続けているが、ここで市町村が対応したネグレクト事例と非行の関係について検討したい。なおこのデータは安部(2011)で収集したものである。

研究対象は、2010(平成22)年当時の全国すべての市区町村の「子ども家庭相談担当課」宛に、その市区町村の「虐待相談受理簿」か「要保護児童対策地域協議会管理台帳」の中で、ネグレクトと分類された事例についてランダムに最大10ケース選んで調査票に記入していただいた事例である。回答は市区町村の職員が直接に選択肢から該当する項目を選んで記入をお願いした。

この調査はいくつかの制約がある。まず研究対象である「市区町村でネグレクトとして対応した事例」であるが、各市町村がどのような基準で「ネグレクト」と判断したかは問うていない。つまり対象事例が厳密に「ネグレクトである」という保証はない。次に、選択肢で準備した「非行」など、すべての項目でその選択基準を示していない。そのため選択された項目は記入者の主観や把握している情報に任されており、厳密性に欠ける。

なお倫理的配慮としては、調査に際しては研究趣旨と同時に守秘義務や情報管理などを説明した依頼文を同封して送付した。調査への同意書は取っていないが、市区町村からの回答をもって同意したとみなした。調査の回答は市区町村職員に依頼し、回答に際しては自治体名も不要としたため、個人を特定できる情報はない。さらに研究に当たってはすべて統計的に処理した。またこの研究は、2010（平成22）年9月9日に日本社会事業大学倫理委員会の承認（受付番号10-04002）を得て実施した。

## 1) 回答

調査票は2010年当時の全市区町村である1,901市区町村に配布した。その結果、全体の24.6%にあたる467市区町村から2,870ケースのネグレクト事例が集まった。このうち、子どもの状態と家庭状況、子どもの年齢の3つの情報が揃っている2,820ケースを研究の対象にした。ただ幼少児の非行は考えにくいいため、6歳以上の1,681ケースを分析対象とする。

## 2) 年齢と出現率

6歳以上の市町村で対応したネグレクト事例の年齢ごとのサンプル数と、その年齢での非行が「ある」と記載された子どもの割合を示したのが（表18）である。なお年齢は2010年9月現在であるため、学年とは一致しない。また非行行動があってもネグレクトの要因が強いために市区町村では相談種別をネグレクトとした事例である。

この表から6歳以上のネグレクト児の9.3%に非行があり、基本的には年齢とともに増加していることが分かる。特に12歳以上では10%以上を占め、15

(表 18) 年齢別の非行の割合

年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
人数	204 (100)	218 (100)	186 (100)	188 (100)	164 (100)	183 (100)	157 (100)	131 (100)	116 (100)	83 (100)	34 (100)	17 (100)	1,681 (100)
非行あり	6 (2.9)	9 (4.1)	14 (7.5)	23 (12.2)	9 (5.5)	17 (9.3)	18 (11.5)	22 (16.8)	17 (14.7)	16 (19.3)	4 (11.8)	2 (11.8)	157 (9.3)
非行児 (3歳刻み)	29/608 (4.8)			49/535 (9.2)			57/404 (14.1)			22/134 (16.4)			

歳では19.3%になっている。しかし9歳で一度12.2%にまで増加しながら10歳でいったん5.5%まで減少している。10歳での減少の理由としては、発達心理学では「9歳の壁」といい、抽象的な思考が可能となるため、直接的な行動である非行が少し収まるのかもしれない。また橋本が言うように、生き延びるための適応行動としての盗みから、常習的な万引き等の非行に移行するターニングポイントである可能性も考えられる。

### 3) 家族構成と非行の出現率

非行少年にひとり親の割合が高いことは知られている（法務省2017, 103）が、ネグレクト家庭の家族構成と非行の出現率の関係をみたのが（表19）である。

(表 19) 家族構成と非行少年の出現率

家族構成	人数	非行あり
実母のみ	668(100)	68(10.2)
実父母	395(100)	23(5.8)
実母・祖父母	138(100)	13(9.4)
実父のみ	129(100)	22(17.1)
養父実母	88(100)	7(8.0)
実母内夫	64(100)	7(10.9)
実父母祖父母	53(100)	2(3.8)

\*P<.01

非行の人数では実母のみが68人と多く、次いで実父母、実父のみの順であったが、出現率は実父のみが17.1%と高く、次いで実母内夫、実母のみの順で、

実父母祖父母の三世代家族や実父母の割合が低かった。ネグレクト家庭で実父のみだと、仕事で不在が多かったり、家事が不十分であることが想定される。しかし、一般に男親は母親に比べて子どもとの会話は少ないため、父子家庭で親子の会話の少なさが、子どもが非行に走る割合に関係しているのかもしれない。

#### 4) 子どもの状態像別非行の出現率

この調査は、個々の子どもの状態像について有無を聞いている二値データである。そのため分析は相互の有無をクロス集計し、カイ2乗検定で統計値を算出した。その結果をまとめたのが(表20)である。なお表記はサンプル数の多い順とした。また「非行あり」の割合は9.3%である。

(表20) 子どもの状態と非行の出現率

子どもの状態	人数	非行あり
子どもの不潔	617(100)	44(7.1)△*
家で食事ない	506(100)	51(10.1)
家の不潔	463(100)	37(8.0)
発達の遅れ	444(100)	36(8.1)
夜間保護者不在	438(100)	64(14.6)***
ゴミ屋敷	394(100)	37(9.4)
下の子の面倒頼む	326(100)	39(12.0)☆
子への暴言	280(100)	42(15.0)**
子への暴力	182(100)	22(12.1)
病院未受診	136(100)	12(8.8)

(注) \* :  $P < .05$ , \*\* :  $P < .01$ , \*\*\* :  $P < .001$ , ☆ :  $P < .1$ ,  
△ : 有意に少ない

非行の有無と統計的に有意に関係した子どもの状態は「夜間保護者不在」と「子どもへの暴言」、「子どもの不潔」の3つであった。このうち「夜間保護者不在」と「子どもへの暴言」は、それらの状況がある方が非行の割合が統計的に有意に多かったが、「子どもの不潔」は有意に少なかった。また「下の子の面倒を頼む」は10%タイルの有意傾向にあった。

夜間に保護者が不在であれば、寂しくて友人宅に出かけて非行行為に走ったり、家が非行少年のたまり場になることも想像される。また『出ていけ』など

の暴言があると、言われるままに家出をしたり、家庭でのストレスが万引きなどに結びつくのかもしれない。また下の子の面倒を頼まれるというのは、保護者が不在であったり忙しくて相手をしてもらえないことが想像される。つまり夜間ではないけれど保護者不在が長期化していることが想定されるため、やはり寂しさが非行を誘発しやすいと想定される。

一方、子どもの不潔はネグレクトの典型的な状態の一つである。しかし、子どもに不潔がある方が非行がある割合が統計的に少ないのは、なぜであろうか。

筆者の別の研究で、子どもの不潔は病院未受診の割合は高い（安部 2016 a, 71）が不登校は有意に少なかった（安部 2015, 17）。また貧困とネグレクトが重複した場合、親に知的障害の疑いや援助拒否があると子どもは不潔になりやすい（安部 2016b, 53）。これらを含めて考察すると、子どもに不潔があると、それに気づいた教員等の周囲の大人は子どもへのかかわりを積極的に行うことが考えられる。そのような積極的なかかわりはさみしさや孤立感を減少させ、非行になることが少ないのかもしれない。

## 5) 家庭状況と非行

ネグレクトされた子どもがすべて非行になるわけではない。それでも非行になりやすい家庭状況を検討したのが（表 21）である。

統計的に有意に多かったのは「世代間連鎖」と「近隣トラブル」であり、10% タイル以下の有意傾向として「アルコール・薬物」があった。世代間連鎖は親の行動パターンが子どもに伝承していることを言うのであるが、アルコール・薬物と併せ、親の不適切な行動が子どもの非行と関係があるように思われる。また近隣トラブルは、（表 20）での子どもへの暴言が統計的に有意であったように、親の近隣の人との安定した人間関係の構築の難しさが、自分の子どもとの関係にも同じように働いた結果、子どもの非行を促進するのかもしれない。

## 5 考察

### 1) 定義と範囲

ここで取り上げる「非行」や「虐待」は日常言語であり、学術的に研究する

(表 21) 家庭状況と非行の出現率

家庭状況	人数	非行あり
養育技術不安	598(100)	64(10.7)
貧困	564(100)	62(11.0)
精神障害(疑)	308(100)	26(8.4)
公金滞納	270(100)	21(7.8)
うつ(疑)	238(100)	26(10.9)
知的障害(疑)	229(100)	21(9.2)
援助拒否	227(100)	28(12.3)
世代間連鎖	186(100)	28(15.1) **
近隣トラブル	146(100)	21(14.4) *
引きこもり	114(100)	7(6.1)
アルコール薬物	112(100)	16(14.3) ☆
宗教・信念	35(100)	3(8.6)

(注) \* :  $P < .05$ , \*\* :  $P < .01$ , ☆ :  $P < .1$

場合に、どこまでをその範囲とするかは検討が必要である。

まず「虐待被害」であるが、法務省の2001年調査では(表2)のように身体的暴力や性的暴力が中心であり、(表9)や(表11)の2007年調査の「虐待被害あり」も重度の身体的暴力であった。2014年調査の(表13)は「警察に逮捕された時に本人からの聞き取りにより作成される『身上調査書(乙)』における虐待経験の記載の有無で判断している。しかし(表7)のように被害を受けた子どもは「自分が悪かった」と思い「言っても無駄」と思っている。さらに(表16)のように児童相談所で虐待として対応した事例のうち反社会的な行動をとる子どものうち、16.4%は「ひどいことをされたと思っていない」し、29.8%は「ひどいことをされたが自分が悪かったので仕方がない」と感じている。

このように虐待被害状況を本人に聞いても、その自覚がないことは多く、また性被害のように、本人自身が記憶を抑圧している場合も多く、「虐待被害あり」を正確に確定することは困難になる。

一方、「非行」についても、警察で検挙された少年事件のみが非行ではない。

特に小学生の万引きなど軽微な事件は、警察に通報されないばかりか、学校にも知らされない場合も多い。また他人に暴力を振るえば傷害罪となるが、虐待を受けた子どもが保護され、児童養護施設等に入所した後、他児や職員に暴力が出てしまうことは多い。これは「虐待の後遺症」として認識され、非行とは捉えられていない。

このように考えると、非行の範囲を特定することも困難である。

そのため今回の研究では、入手できるデータを使った。その結果、非行少年から虐待の影響を検討する資料として使用した法務省のデータは、少年院に入院した少年であり、非行が相当に進んだ少年を対象にしている。つまり非行少年全体を代表しているわけではない。また被虐待の影響を調べた桜山の調査では「反社会的行動」の有無をみているが、今回は筆者がそれを非行と読み替えている。さらに筆者の調査でも、「非行あり」と回答した事例に、どのような非行が行われているのかは尋ねていない。また両調査とも、児童相談所や市区町村で虐待またはネグレクトとして対応している時点で子どもに表れている行動である。つまり、「現在受けている虐待被害が、将来どのように影響を与えるか」という問いへの回答ではない。

以上のようなさまざまな制約のため、この研究は、あくまで被虐待経験と非行の関連性を示唆する程度である。

## 2) 研究方法の検討

今回は、いくつかのデータや文献を使って虐待被害と非行の関係を検討した。

### ①事例検討法

「1はじめに」のところで、いくつかの大量殺人事件の犯人の成育歴で虐待経験があることで、虐待被害と非行の関係を検討する必要性を提起した。

たとえば水沼が「父親からのひどい暴力」を紹介した池田小学校事件の宅間守の精神鑑定書を読むと、幼少期から行為障害や反抗挑戦性障害 (Sadock = 融 2003, 301-301) を疑われるエピソードばかりであり、一方、虐待を含む親子関係についての記載はない (岡江 2013, 38-45 など)。このことは田中が紹介しているように、ADHD から行為障害、反抗挑戦性障害、そして反社会

性人格障害へのマーチ（加齢とともに診断名が変遷していく一連の流れ，田中 2006，310）が想起される。つまり被虐待経験だけでなく発達障がいを含めた子ども本人の発達特性も非行行動の形成に大きくかかわっている可能性がある。

また連続ピストル射殺事件の永山則夫に対して最高裁判所判決文の中で「被告人の生育環境，生育歴等に同情すべき点がある（最高裁 1983，1）」と認めながら「被告人同様の環境負因を負う他の兄弟らが必ずしも被告人のような軌跡をたどることなく立派に成人している（最高裁 1983，4）」としている。ただ永山の他のきょうだいは精神疾患で入院したり収監された者もあり，「立派に成人して」いるわけではないとの情報（石川 2009）もあるが，少なくとも殺人は永山本人だけである。

このように個々の事件の被告の成育歴を追うことで非行や犯罪の要因として虐待経験を考えることはできても，すべての非行少年や犯罪者の成育歴を確認することは困難であり，また紹介した 2 事例でも被虐待の事実はあるが，それだけが原因とも言い難かった。

## ②非行少年に占める被虐待経験

法務省の調査や厚生労働省の児童自立支援施設入所児に占める被虐待児の割合から，非行と被虐待の関係を検討する方法である。これは非行児の中に虐待経験をした子どもが一定数いることから，非行と虐待経験の関係を検討する方法である。確かに虐待を経験した子どもの割合は平均より高いが，一方，虐待経験が 100% ではないということは，虐待を受けたことが非行の絶対条件ではなく，①と同様に他の要因との相互作用の一つと考えられる。

## ③被虐待児から非行を考える

桜山や筆者は，現在対応している虐待事例の中に非行行動をとる子どもの割合を調査することで，その関係を考えて。しかし，この方法では，被虐待経験が成人後等一定の時間が経ってから症状が出るなど，長期的な影響は把握できないため，その関係を確定できない。

#### ④コホート調査の必要性

コホート調査とは、一定の要因を持つ集団と持たない集団を長期間追跡調査し、その差を見る疫学的な研究方法である。つまり被虐待経験を有する一定数の子どもと、そのような経験を持たない子ども達の経年変化を追う研究方法である。欧米ではいくつも行われており、日本では障がい児虐待や母親の追跡調査はあるが、虐待を受けた子どもの追跡調査はない。

### 3) 非行児に占める虐待

非行を行った少年の中に虐待を受けた少年がいることは各種の調査から明らかになった。しかしその割合は、(表1)のように2001(平成13)年の合計の70.5%から(表11)の2007(平成19)年、(表13)の2014(平成26)年の約2割、2016(平成28)年・2017(平成29)年の(表14)で男子が約27%、女子が約43%と大きく差がある。それでも(表1)のように、家庭内だけでなく家庭外でも暴力被害に遭い、(表3)のように男子は先輩、女子は全く知らない人から被害を受けている。また(表6)のように重度の身体的暴力は、経験した少年の合計の26.5%は小学校入学前から、76.1%は小学校時代に経験しているなど、非行少年の多くは、家庭内でも家庭外でも安全で安心できる居場所がないことが想像される。

さらに(表7)のように、重度の身体的暴力を受けた被虐待群では、誰にも相談しなかった少年の約半数は「自分が悪かった」と思い、男子の47.5%、女子の63.6%は「言っても無駄だと思った」と、自ら被害を回避することを諦めている。このデータは、虐待を受けている子ども達が自らSOSを出せないことを示しており、周囲のおとなの発見の大切さが示されている。

また(表8)のように、重度の身体的暴力を家庭内で受けた男子の5割以上、女子では81.8%が「家出をした」。つまり身体的暴力を回避する適応行動である家出は、家庭で居場所のない子ども達の非行の発端になるという反社会的行動につながっている。このことは、家出を繰り返すことと、家庭内で重度の身体的暴力を受け続けることのどちらが子どもにとって最善の利益であるかをわれわれ大人に対して問われていることにもなる。つまり、家出をした子どもに

関わる教員や警察、児童相談所職員などは、家出を単に叱責するのではなく、その理由や背景など、家出をせざるをなかった子ども達の事情や気持ちに丁寧に寄り添う必要がある。

#### 4) 虐待を受けた子どもの非行化

(表 15) のように、児童相談所での虐待対応件数のうち反社会的行動があったのは総数で 6.3% であった。ただこの母数は 0 歳から 18 歳未満まで含まれるため、非行が本格化する 9 歳以上を考えれば、1 割程度と想定される。また (表 18) のように、市区町村が対応したネグレクト事例のうち、6 歳以上で「非行あり」と回答された割合は合計で 9.3% であった。しかし 15 歳では 19.3% あり、年齢とともにその割合が上昇していた。また (表 15) のように、身体的虐待だけでなくネグレクトも高い割合であり、暴力被害を中心に、さまざまな虐待が非行に影響していることが示唆される。

#### 5) 虐待と非行の関係

今回調査をした多くのデータから、虐待を経験した子どもの中に非行に至る子どもが多く存在することが明らかになった。逆の言い方をすると、非行少年の中に過去に家庭内で虐待を受けた子どもが一定の割合で存在することも明らかである。

しかし、虐待を受けた子どものすべてが非行少年になるわけではなく、同時に非行少年のすべてが過去に虐待を受けたわけでもない。

ところで犯罪白書によれば、近年は少年犯罪の発生件数が減少しているだけでなく、人口当たりの発生率も低下 (法務省 2017, 93) している。つまり少年犯罪は以前より減少していることを示している。一方、児童相談所が対応した虐待件数は増加の一途をたどっている。この両者のデータは偶然の一致かもしれない。

しかし極貧の中で子ども達だけで放置された永山則夫は、現在であればネグレクトとして保護され、児童養護施設や里親家庭で養育され、温かく衣食住が保障された中で安全に生活できたであろう。また様々な問題行動を幼少期から

起こしていた宅間守は、現在であれば就学前には児童発達支援センターで療育を受け、小学生になっても暴力的な行動が続けば、児童心理治療施設等で安全な治療的環境の中で行動の修正が図られ、父親からの暴力的な「せっかん」つまり身体的虐待を受けることなく成長できると思われる。このように、早期に家庭内での虐待に対応することは、非行の発生を減少することにつながる可能性は考慮される。つまり、幼少時の虐待に対応し、減少させることは、子どもの家庭内の安全と安心を確保するだけでなく、将来の非行の予防につながる可能性が示唆された。

## 6 結論

本稿は、子ども虐待と非行の関係を検討することを目的とした。

さまざまなデータから、子ども虐待の被害が非行に一定程度関係があることが明らかになった。そして早期の虐待対応を行うことで、少年非行の減少に一定の効果がある可能性が示唆された。また非行少年への対応においては、虐待を含めた家庭状況が背景にある可能性が示唆されたため、子どもの非行に対して安易に対応を家族に委ねるのではなく、親子関係調整を含めた家族支援の必要性が示唆された。

### <参考文献>

- 安部計彦（2011）「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究（主任研究者：安部計彦）」平成22年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 安部計彦（2015）「子どものネグレクトと不登校の関係」学校ソーシャルワーク研究10, 15-23)
- 安部計彦（2016a）「ネグレクトにおける病院未受診」, ネグレクトされた子どもへの支援, 明石書店
- 安部計彦（2016b）「ネグレクトと貧困の関係」, ネグレクトされた子どもへの支援, 明石書店
- 藤岡淳子（2000）「少年非行の背景としての子ども虐待」子ども虐待とネグレクト2(1), 137-142
- 林隆（2006）「非行・犯罪の背景にある虐待」子ども虐待とネグレクト8(3) 317-325

- 橋本和明 (2004) 「虐待と非行臨床」 創元社
- 橋本和明 (2017) 「逆境体験と 10 代の子どもたち」 子ども虐待とネグレクト 19(3)296-301
- 石川三四郎 (2009) 「永山則夫の周辺 (その 2)」 <http://tao.matrix.jp/kaze/b/437.html> (2018 年 5 月 16 日取得)
- Jorgensen, E. Clay (1990 = 門眞一郎ほか: 1996) 「虐待される子どもたち」 星和書店
- 上岡陽江 (2017) 「女性の犯罪と依存症 - 虐待のその後を生きる」 世界の児童と母性 (81)42-48
- 国分美希 (2001) 「被虐待体験からの再生と成長を支えるもの - フローアップ調査をもとに -」 臨床心理学 1(6), 757-763
- 厚生労働省 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」
- 厚生労働省 (2017a) 「子ども虐待による死亡事件等の検証結果等について: 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第 12 次報告」
- 厚生労働省 (2017b) 「平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」
- 小山和利 (2017) 「幼児期の発達とその後の発達の連続性と関係性 - 虐待と非行の事実から探る -」 社会保育実践研究 (1)63-73, 名寄市立大学
- 法務省 (2001) 「児童虐待に関する研究 (第 1 報告)」 法務総合研究所研究部報告 11
- 法務省 (2007) 「重大事犯少年の実態と処遇 (第 2 報告)」 法務総合研究所報告 35
- 法務省 (2014) 「非行少年と保護者に関する研究 - 少年と保護者への継続的支援にかんする調査結果」 法務総合研究所研究部報告 54
- 法務省 (2016) 「平成 28 年版犯罪白書」
- 法務省 (2017) 「平成 29 年版犯罪白書」
- 水沼宣之 (2001) 「宅間の育った家庭環境は, - 児童惨殺事件 - 心の闇と傷 (2)」 夕刊フジ <https://matome.naver.jp/odai/2136425953880976101> (2018 年 5 月 6 日取得)
- 永山則夫 (1990) 「無知の涙: 増補新版」 河出書房新社
- 中島岳志 (2011) 「秋葉原事件: 加藤智大の軌跡」 朝日新聞出版
- 岡江晃 (2013) 「宅間守: 精神鑑定書 - 精神医療と刑事司法のはざままで -」 亜紀書房
- 奥山眞紀子 (2004) 「わが国の性的虐待の実態と対応」 教育と医学 52 (10), 慶応義塾大学出版会
- Sadock, Benjamin J., Sadock Virginia A. (2001) = 融 道男, 岩脇淳 (2003) 「カプラン臨床精神医学ハンドブック: DSMIVTR 診断基準による診療の手引き」 メディカルサイエンスインターナショナル
- 最高裁判所 (1983) 「永山則夫判決昭和 58 年 7 月 8 日最高裁判所第二小法廷」 [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/235/050235\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/235/050235_hanrei.pdf) (2018 年 5 月 16 日取得)
- 桜山豊夫 (2014) 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究報告書」 子ども未来財団
- 田中康雄 (2006) 「虐待された子どもが示す非行・犯罪」 子どもの虐待とネグレクト 8

(3)308-316

山口勝己 (2009) 「中学生の非行事例に関する一考察」創価大学教育學論集 (60) 1-15  
van der kolk, Bessel (=山本美貴子:1998) 「心的外傷の影響と治療について」アデイ  
クシヨント家族 15(1), 15-23

西南学院大学人間科学部社会福祉学科